





三 その事業を公平かつ適正に行わないおそれがないこと。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。  
イ 心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ハ この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第四十一条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

ホ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの（品質の確保に関する基準の遵守）

第三十二条 脘帶血供給事業者は、臍帶血供給事業を行つては、臍帶血供給業務の業を行つては、臍帶血供給業務の方法

ホ 省令で定める基準を遵守しなければならない。（採取に当たつての説明及び同意）

第三十三条 脘帶血供給事業者は、移植に用いる臍帶血の採取に当たつては、移植に用いる臍帶血を提供しようとする妊婦に対し、採取した移植に用いる臍帶血の使途、移植に用いる臍帶血の完全性の確保に関し協力すべき事項その他移植に用いる臍帶血の採取に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得なければならぬ。（支援機関に対する情報の提供）

第三十四条 脘帶血供給事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その保存する移植に用いる臍帶血に関し厚生労働省令で定める情報

供しなければならない。（研究目的での利用及び提供）

第三十五条 脘帶血供給事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、臍帶血供給業務の遂行に支障のない範囲内において、その採取した移植に用いる臍帶血を研究のために自ら利用し、又は提供することができます。

（秘密保持義務）

第三十六条 脘帶血供給事業者（その者が法人である場合においては、その役員）若しくはその職員又はこれらの人であった者は、正当な理由

がなく、臍帶血供給業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

（帳簿の備付け等）

第三十七条 脘帶血供給事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、臍帶血供給業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない（報告の微収等）。

第三十八条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、臍帶血供給事業者に對し、臍帶血供給業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、臍帶血供給事業者の事務所その他の施設に立ち入り、臍帶血供給業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。（改善命令）

第三十九条 厚生労働大臣は、臍帶血供給事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その必要の限度において、臍帶血供給事業者に對し、その改善に必要な措置を命ずることができる。

第四十条 脘帶血供給事業者は、臍帶血供給事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。（許可の取消し等）

第四十一条 厚生労働大臣は、臍帶血供給事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。（許可の取消し等）

第四十二条 国は、臍帶血供給事業者に対し、予算の範囲内において、臍帶血供給事業に要する費用の一部を補助することができる。（厚生労働大臣の援助）

第四十三条 厚生労働大臣は、臍帶血供給事業者に対し、移植に用いる臍帶血の品質の確保その他移植に用いる臍帶血の適切な提供の推進のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第四十四条 厚生労働大臣は、當利を目的としたい法人であつて、次条各号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、造血幹細胞提供支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第三十九条の規定による命令に違反したとき。

四 移植に用いる造血幹細胞の提供に關する計算の範囲内において、臍帶血供給事業に要する費用の一部を補助することができる。（補助）

（秘密保持義務）

第四十七条 支援機関は、厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に關する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。（帳簿の備付け等）

第四十八条 厚生労働大臣は、支援業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、支援機関に対し、支援業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、支援機関の事務所その他の施設に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（報告の微収等）

第四十九条 厚生労働大臣は、支援業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、支援機関に対し、支援業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（業務の休廃止）

第五十条 支援機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（監督命令）

第五十一条 厚生労働大臣は、支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の規定による指定を取り消すことができない。

一 支援業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 造血幹細胞提供關係事業者の行う骨髄・末梢血幹細胞提供があるせん事業及び臍帶血供給事業について、必要な連絡調整を行うこと。

三 第一号の登録をした者に係る移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血幹細胞に関する情報並びに第三十四条の規定により臍帶血供給事業者から提供された移植に用いる臍帶血供

に關する情報を一元的に管理し、並びにこれらの情報を造血幹細胞移植を行おうとする医師その他の移植に用いる造血幹細胞を必要とする者に提供すること。

四 移植に用いる造血幹細胞の提供に關する計算の範囲内において、臍帶血供給事業に要する費用の一部を補助することができる。（補助）

（秘密保持義務）

第五十二条 支援機関の役員若しくは職員又はこれらの人があつた者は、正当な理由がなく、支援業務に關して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

（帳簿の備付け等）

第五十三条 支援機関は、厚生労働省令で定めるところにより、臍帶血供給事業に要する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。（報告の微収等）

第五十四条 支援機関は、厚生労働省令で定めるところにより立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（報告の微収等）

第五十五条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する意思がある者の登録その他造血幹細胞提供關係事業者の行う骨髄・末梢血幹細胞提供あせん事業及び臍帶血供給事業に必要な協力をを行うこと。

二 造血幹細胞提供關係事業者の行う骨髄・末梢血幹細胞提供あせん事業及び臍帶血供給事業について、必要な連絡調整を行うこと。

三 第一号の登録をした者に係る移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血幹細胞に関する情報並びに第三十四条の規定により臍帶血供給事業者から提供された移植に用いる臍帶血供

二 第四十九条の規定による命令に違反したときは。  
 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(補助)  
**第五十二条** 国は、支援機関に対し、予算の範囲内において、支援業務に要する費用の一部を補助することができる。

(経過措置)  
**第五十三条** この法律の規定に基づき厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、その厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。(厚生労働省令への委任)

**第五十四条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第八章 罰則**

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 一 第十七条の許可を受けないで骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業を行った者  
 二 第三十条第二項から第四項までの規定に違反した者

**第五十六条** 第二十七条又は第四十一条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下での懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第五十七条** 第二十二条、第三十六条又は第四十六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十八条** 第二十五条又は第三十九条の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

**第五十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  
 一 第二十三条又は第三十七条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者  
 二 第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法

三 第二十六条又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
 一 項若しくは第三十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
 二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき  
 三 第五十条の許可を受けないで、支援業務の全部を廃止したとき  
**第六十一条** 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条、第五十六条、第五十八条又は第五十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 附則第四条の規定 公布の日  
 二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日  
 (準備行為)  
**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。  
 (経過措置)  
**第五条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則 (平成三十一年二月一四日法律第三七号) 抄**

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過措置)  
**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 附則第四条の規定 公布の日  
 二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第六十二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第

百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

**第二条** (行政庁の行為等に関する経過措置)  
**第一条** (施行期日) この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
**第三条** (行政庁の行為等に関する経過措置)  
**第一条** (施行期日) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)  
**第五条** (施行期日) この法律の規定については、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則 (平成三十一年二月一四日法律第三七号) 抄**

(施行期日) 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第五百九条の規定 公布の日